



## 「関連労働法規シリーズ」

# 「労働条件明示書と就業規則」開催案内

採用の決定を受けた求職者が受け取る「労働条件明示書」や「就業規則」に関連して、人材紹介コンサルタントが相談を受けた場合にはどう対応したら良いか。労働条件明示書や就業規則の法定明示事項について、法律面および判例面から学んでいきます。

- 日時： 9月4日(火) 09:45 ~ 11:45 (受付開始9:20)
- 会場： 黒龍芝公園ビル東館9階会議室 (港区芝公園2-6-15 人材協事務局が入っているビル)
- 講師： 特定社会保険労務士 滝 清治 氏
- 内容：
  1. 有期・パートの雇用契約締結上の注意点
  2. 5年ルールで労働契約の無期化って何?
  3. 長時間労働の根源となる特別条項付36協定とは
  4. 有給休暇の基準日はいつ?
  5. パパママ育休とはどんな制度
  6. 65歳までは雇用が確保されている?
  7. 辞職する場合や解雇になったら
  8. 雇用保険や厚生年金保険に入っていない?
  9. 職安法の求人条件明示と労基法の労働条件明示は何が違うのか?
- 定員： 18名 (受講希望申込みが所定の人数に達しない場合は開講中止)
- 受講料： 5,100円(消費税込) (人材協会員は4,100円(消費税込))
- 申込： 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX又はメールにてお申込みください。
- 締切： 申込締切 8月21日(火) / 入金締切 8月28日(火)

- \* 本件に関するお問合せは、電話 03-5408-5454 [担当:本田] までお願いいたします。
- \* お申込みをいただいた後、申し込み確認と振込み要領を記載した受付票をメールで送信いたします。

### = 受講申込書 =

貴社名			
TEL		ご担当者名	
ご担当者 E-mail	@		
受講者名1			
受講者名2			

FAX 送信先： 03 - 5408 - 5420      メール送信先： info@jesra.or.jp